

## 令和5年度 第2回佐倉市障害者差別解消支援地域協議会 会議録

会議名称	令和5年度第2回佐倉市障害者差別解消支援地域協議会
開催日時	令和6年2月7日 午後1時30分～午後3時50分
開催場所	佐倉市役所 社会福祉センター3階中会議室
出席者等	<p>委員：稲阪会長、大久保委員、中澤委員、篠塚委員、西脇委員、 佐野委員、松原委員、鈴木委員、山田委員、木村委員、 大日向委員（村中委員代理）、鳴海委員（岡本副会長代理）、 久保委員、近田委員（宮秋委員代理）</p> <p>※欠席者：黒部委員、土屋委員</p> <p>事務局：福祉部 山本部長、障害福祉課 松澤課長、日暮副主幹、 土屋主査、東城主査、平野主査、井上主事</p>
会議議題	<p>① 第7次障害者計画及び第7期障害福祉計画の策定について</p> <p>② 改正障害者差別解消法の施行にかかる今後の取組について</p> <p>③ 障害者からの差別解消にかかる相談等の現況について（非公開）</p> <p>④ 障害者虐待の現状について（非公開）</p>

## 【会議経過】

### <ポイント>

#### ① 第7次障害者計画及び第7期障害福祉計画の策定について

- 障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画及び視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画の4計画を1つの計画として策定する。
- 障害者計画は、3分野・10の施策と体系づけており、「障害理解の促進」の分野中、「権利擁護の推進」の施策で、引き続き障害者差別解消についての取組を進めていく。

#### ② 改正障害者差別解消法の施行にかかる今後の取組について

- 今後の取組案は、令和5年度の内容を継続すると共に、「出前講座の実施」、「事業者向け周知・啓発ポスターの作成・配布」及び「障害理解の促進のために子ども向けの周知」を検討していく。
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する佐倉市職員対応要領」の改正を予定している。

##### (主な改正点)

- ◇ 本要領の改正時は、本協議会の意見を聴くこととする。(資料5-2:P2)
- ◇ 障害を理由とする不当な差別的取扱いの具体例では、「障害を理由に一律に」「何も検討することなく」拒否などをすることが該当することを明記(資料5-2:P3)
- ◇ 建設的対話についての追記
- ◇ 事業者側からの差別解消に関する相談は障害福祉課で対応する旨の明記。

【議題】

① 第7次障害者計画及び第7期障害福祉計画の策定について

(事務局)【資料1-1・2にて説明】

【資料1-2】

<第7次障害者計画及び第7期障害福祉計画の概要>

- ・ 次の4つの計画を1つの計画として策定している。
  1. 第7次佐倉市障害者計画(令和6~11年度) 【本協議会に関係あり】
  2. 第7期佐倉市障害福祉計画(令和6~8年度)
  3. 第3期佐倉市障害児福祉計画(令和6~8年度)
  4. 第1期佐倉市視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画(令和6~8年度)

【資料1-1】

- ・ 市内の障害者手帳を所持する2,500人を対象に行ったアンケート(令和5年2月実施)調査結果についての概要説明

Q.差別や偏見、疎外感を感じるか。(P5)

- 「よく感じる」、「ときどき感じる」と回答した割合は、41.4%である。
- 年齢別では、年齢が上がるにつれて差別等を感じる割合が低下している。

Q.障害(者)に対する理解の促進は以前と比べて進んでいるか。(差別等をどの程度感じるか別)(P6)

- 「進んでいない」、「進んでいると感じたことがない」と回答した割合は、37.8%である。
- 日頃、差別や偏見・疎外感などを感じる人ほど、障害の理解が進んでいないと感じている。(クロス集計の結果より)

- ・ (施策①)心のバリアフリーの推進
  - イベント等の実施や市ホームページでの周知を図る。
  - 小中学校向けに講演会や研修の実施。
- ・ (施策②)権利擁護の推進
  - 障害のある人への差別解消と合理的配慮の提供について、市民や事業者への周知や情報提供を行う。(来年度以降も継続)
  - 令和6年4月1日から合理的配慮の提供が民間事業者にも義務化されることから、事業者の体制整備や相談など、本協議会を通じて対応していく。

議題①について、何かご意見があれば伺いたい。

(会長)

- ・ 小中学生に、障害を理解する機会を作ることが一番大事なと思う。他市町村では小学校5年生と中学校2年生と年齢を決めての取組もあるので、今後検討いただければと思う。

## ② 改正障害者差別解消法の施行にかかる今後の取組について

(事務局)【資料2~5 について説明】

【資料4】<今後の取組について>

<事業所向けの周知>

1. 市のホームページ【資料3】
2. こうほう佐倉(12月1日号)【資料2】
3. 佐倉商工会議所 会報誌
4. 工業団地連絡協議会
5. メールのプッシュ通知

→佐倉商工会議所会報誌3月10日号にて掲載を予定【資料4裏面】

### <市民向けの周知>

1. 市ホームページ【資料 3】…事業者向け情報を掲載
2. こうほう佐倉(12月1日号)【資料 2】
3. 障害者週間(市イベント)の活用
4. 新成人へのリーフレット配布

令和6年度以降は、令和5年度の実施内容を継続することを基本として、次の取組を検討する。

### <令和6年度以降の取組(案)>

- ・ 出前講座の実施  
(内容)・講座の内容は、合理的配慮の提供の対応や、改正法の周知
  - ・当事者団体等と連携し、実際に障害のある方から話しを聞く内容
  - ・講座実施について、市ホームページ等で周知・啓発
- ・ 事業者向け周知・啓発ポスターの作成・配布
- ・ 子ども向けの障害理解の促進を検討

### 【資料3】<市ホームページによる周知・啓発について>

- ・ 合理的配慮の提供と不当な差別的取り扱いの禁止(義務)・環境の整備(努力義務)を掲載。
- ・ 事業者に求められることとして、4つのポイントを掲げている。
  1. 環境の整備や合理的配慮の提供
    - 例)車いすの方からの申出により、携帯スロープで段差解消をする。  
(合理的配慮)
    - 例)携帯スロープを備えておく。(環境の整備)
  2. 相談窓口の整備

3. 差別解消に関する職員研修・啓発の実施

4. 障害のある人にとってバリアとなるような社内のルール、マニュアル等の見直しや整備

国が業種ごとにガイドラインを公表しており、市ホームページでも掲載しているので、参考にして対応いただきたい。

・ メールマガジン配信について掲載

来年度以降の実施内容について、意見等があったら伺いたい。

(委員)

- ・ ホームページはしっかり作られている印象を持つが、メールマガジンについては、表現を変えたりページの冒頭に持ってくるなど工夫はされるとよいのではないかと。また、今年にはオリンピック・パラリンピックが開催されるが、何か実施することなどはあるのか伺う。

(事務局)

- ・ ホームページについては、いただいた意見を参考に工夫していきたい。
- ・ 今年のパリパラリンピックや、2025年には東京でデフリンピック(聴覚障害の方のオリンピック)も開催されるため、そのような機会をとらえて、障害のない方に興味を持っていただけるような取り組みを考えていきたい。

(会長)

- ・ ぜひ工夫していただきたい。

(委員)

- ・ 佐倉市において障害者就労はどの程度進んでいるのか。障害者の就労が少ないと、事業所として障害者差別の問題がわからないだろう。

- ・ 障害者雇用が進んでいない事業者があると思う。障害福祉サービスの事業者が雇用に係る課題は把握されていると思うので、それらを収集し、事業者側へ情報提供していくことも1つの方法ではないのかと考える。

(事務局)

- ・ 障害者雇用に関する数字は、把握していない。
- ・ 障害者雇用に関する課題把握については、障害福祉サービスの事業者が集まる会議体(障害者総合支援協議会就労部会、相談支援事業所連絡会)を通じて課題収集など検討していきたい。

(会長)

- ・ 事業所の苦勞などは、職員研修などを通して見えてくる問題だと思う。事務局から提案のあった事業者向けの出前講座などの実施を進めるとよいのではないか。
- ・ また、障害理解の促進という点では、小中学校に当事者の方に行ってもらい話してもらうことも効果的であると考え。

(委員)【参考資料】<まちのバリア点検活動について説明>

- ・ 佐倉市の障がい者団体等連絡会で「まちのバリア点検活動」を実施してきている。(令和元年からの5年間で6回実施)
- ・ 目的は、「ユニバーサルなまちづくり」と「心のバリアフリー」が両輪として進むことにより、やさしく住みやすいまちづくりを目指すことである。
- ・ 障がい者団体だけでは体力や体制の限界があるので、障害者だけの問題からもっと広げ、地域福祉の活動として取り上げてもらい、地域福祉計画や地域福祉活動計画(市社会福祉協議会の計画)などで位置づけしていただけないか。
- ・ また、バリア点検には、佐倉西高校福祉コースの先生と生徒にも参加いただいております。

プログラムの一角に位置づけるなど、今後も力を貸していただけないか相談している。

- ・ 障害者差別解消や心のバリアフリーの推進においては、この協議会が中核的な位置付けになっている。このバリア点検活動の目的はまさに同じであると考えている。これまで市には協力という形で関わっていただいていたが、一歩踏み込んで、本協議会の中核の取組事項として据えることができないか。
- ・ また、商工会議所や交通事業者の皆さまからも、企業・法人等への啓発などで連携していければと考えている。

#### (事務局)

- ・ 本協議会は、直接事業者に合理的配慮を求めるような、そのようなことは趣旨としていないため、現時点では協議会が実施主体となる形は難しいと考えている。
- ・ 説明の中にあっただが、当事者以外の参加も少しずつ拡大してきており、民間だからこそ自由に活動を広げることができると思うので、今後も団体活動として進めていただきたい。

#### (会長)

- ・ 協議会の趣旨からすると、この協議会が直接実施するような内容ではないと考える。これについては市民の活動として、社会福祉協議会の計画でも取り組んでいるため、そういう形であった方が、自然な形であるという印象を持つ。この点について、社会福祉協議会としてはいかがか。

#### (委員)

- ・ 今現在、次期計画の中で地域福祉活動計画の中でもいろいろ検討を進めているので、この辺の話もまた持ち帰って、関係部署につないでいきたい。



(会長)

- ・ 定期的に報告いただくことは我々にとっても有意義であるので、何かあったら報告していただきたい。

(委員)

- ・ 「まちのバリア点検活動」自体を本協議会の活動とすることは難しいと思うが、まさに差別解消の活動であるので協議会の事業計画の中で、積極的にバックアップするというような位置付けはできるのではないか。
- ・ 当事者の立場だからこそ、お話してることがある。行政の立場と役割分担をしていければよい。

(会長)

- ・ 地域福祉活動計画への位置付けは可能かもしれないが、この協議会で、事業者へ建物のバリアフリーなど物的なことを求めてしまうと難しい部分がある。
- ・ 本協議会は事例として困っている事や、事業者の今後の取組の啓発を行った方がすっきりする印象がある。ただ、「まちのバリア点検活動」は有意義であるので、また報告いただけるとよい。

(委員)

- ・ 活動のリーダーに本協議会に参加してもらい、実際のバリアについて明確に説明してもらおうと思っていた。今後、そういう場ができればよい。

(事務局)

- ・ この活動が非常に有効であるということは、もちろん周知している。
- ・ 協議会の活動としての位置付けは、事業者に対してそれがプレッシャーになってしまうと

いうところも懸念されるため、この協議会の中で位置付けての取組は難しいと考える。

- ・ 活動の代表から、直接報告をいただく事はいい機会だと思う。次回以降、機会をとらえて、まちのバリア点検に限らず、我々が障害理解を促進するために必要と思われる方のオブザーバーとして参加いただけるような形は考えていきたい。
- ・ 佐倉西高校の福祉コースへの声かけなど、何か行政としてできる側面支援について考えていきたい。

(会長)

- ・ 計画の策定時は、必ずパブリックコメントがあるのでその機会を有効に使っていくのも一つの方法であると考え。

【資料 5-1~3】<障害を理由とする差別の解消の推進に関する佐倉市職員対応要領の改正について>

(概要)

- ・ 地方公共団体等職員対応要領第 10 条に基づき、市では平成 29 年 4 月に、対応要領を定め、令和 3 年度に公表している。
- ・ 令和 6 年 4 月 1 日以降の改正障害者差別解消法の趣旨に合わせ、国通知や基本指針の変更を踏まえて、改正を予定している。

(改正のポイント)

- ・ 本要領の改正時は、本協議会の意見を聴くこととする。(資料 5-2:P2)
- ・ 障害を理由とする不当な差別的取扱いの具体例では、「障害を理由に一律に」「何も検討することなく」拒否などをすることが該当することを明記(資料 5-2:P3)
- ・ 建設的対話についての追記
- ・ 市役所内での相談体制の整備について
  - (継続) 基本的には障害のある方が差別解消に関する相談をする場合、関係す

る部署が相談窓口となる

- (継続)職員に対する研修も引き続き進めていく
- (変更後)事業者側から差別解消に関する相談体制等の整備に関する相談を受けた場合、障害福祉課で一義的に対応する

ご意見やご質問があれば、2月末までに事務局まで連絡してほしい。

#### ▼その他

(委員)

- ・ 市ホームページにおいて、障害福祉課のページの閲覧数が全体の何パーセントであるのかを確認し、市民の方にどれくらい閲覧していただいているかを確認できるようお願いしたい。

(委員)

- ・ 盲導犬に関する番組を今年度作成した。市動画チャンネルで閲覧可能であるので、是非ご覧いただきたい。

(委員)

- ・ 今後、市では、会計年度任用職員の障害者雇用を進めていく予定である。

(委員)

- ・ 特別支援学級に在籍する児童生徒は、ここ5年で倍増している。その背景は、保護者や子ども、学校などいろいろな部分で、特別支援教育が認知・理解されており、差別的な考え方が少なくなったことだと考える。

(委員)

- ・ 身体障害者に関しては、いろいろな面で対応等が検討され、進んでいると思う。
- ・ 精神障害や発達障害については、時間が経たないと確認しづらい。特に発達障害は、例えば勉強はできるが生活のある一部ができない等という特性がある。障害者差別解消として、時間をかけて対応していかなければならないと思う。

③ 障害者からの差別解消にかかる相談等の現況について

(非公開)

④ 障害者虐待の現状について

(非公開)

～閉会～